

料金改定案について

第4回 輪島市水道事業及び下水道事業経営審議会

輪島市上下水道局

水道料金及び下水道使用料改定案の概要について

改定案概要

(1) 料金算定期間

令和6年度から令和10年度まで（5年間）

(2) 料金算定方法

総括原価（使用料対象経費）方式

※今回の改定においても、将来施設更新等に必要な内部留保資金となる資産維持費は含んでいない。

(3) 平均改定率

- ・水道料金 **24.4%**
- ・下水道使用料 **10.0%**

※合併後の料金統一（平成23年4月）以降料金改定なし（消費税率改定を除く。）⇒あくまでも金額調整であり収益増加には繋がっていない。

※それ以前の水道料金の改定は、旧輪島市は平成15年4月、旧門前町は平成16年10月に実施

※それ以前の下水道使用料の改定は、平成18年1月の浄化槽使用料の値上げ（清掃業務追加のため）以外は供用開始以降実施なし

(4) 料金体系

基本料金及び従量料金からなる二部料金制は維持

基本水量10m³は維持

用途別から口径別（一部用途別併用※公衆浴場用、特殊用、船舶用、防火演習用）に変更

口径別のメーター（量水器）使用料は基本料金に含める。

(5) 改定方針

使用水量の少ない方（基本水量以下）及び多い方ともにバランスよく改定率を反映させる。

料金改定や用途別から口径別に変更することによる影響（急激な金額の増加、格差拡大）を極力抑える。

(6) 実施時期

早期の実施が望ましいが市民生活等への影響を踏まえ適切な時期からとする。

用途別から口径別への変更について

用途別料金体系

水道の用途を一般用（一般家庭）や営業用などに分け、それぞれの水道使用者によって基本料金や従量料金を設定するもので、一般的には一般用（生活用水）に配慮した体系となっている。
メリット：一般用の金額を抑えることができる、政策的な配慮ができる（政策として特定の業種の金額を抑えることも可能）

口径別料金体系

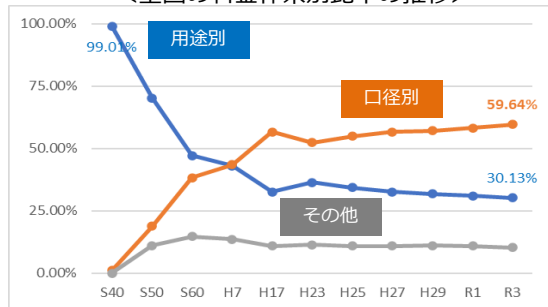
大きい口径の利用者は、一度に多くの水を使うことができることから、口径が大きいほど水道施設に要する費用を多く負担すべきであると考え、一般的には基本料金や従量料金を高くする体系となっている。
メリット：客観的な判断ができる、需要に応じた費用負担により公平性が確保できる、将来のダウンサイジングが期待できるなど

課題・問題点

- ・1月の使用水量が同じであるにもかかわらず商売をしている、していないだけで料金が異なる。（一般用190円/m³、営業用209円/m³）
（水道未普及時代においては、水道を普及させるため一般家庭の負担を抑え、負担能力のある事業者が多く負担。→現在では広く普及）
- ・店舗兼住宅（1階店舗、2階住宅）の場合においては、営業用に区分されており、2階住宅用に係る使用水量（生活用水）についても営業用の料金が適用されるため、同じ生活用水でも料金が異なる。
- ・親メーターのみのアパートの場合においては、一般用に区分されるが、仮にその1室で営業を行った場合でもアパート全体として一般用の料金が適用されるため、戸建ての営業用とで料金が異なる。
- ・多様化する企業形態や営業形態の変化に対応しきれてない。（あくまでも本人申告であり、実態と乖離しているケースもある。）
- ・契約者が個人名義の場合、営業をしても実態を把握できないケースがある。
- ・業種によっては営業用と一般用が混在しているケースもあり、基準が不明確である。（規程未掲載の業種の取扱いなど）

例）●●薬局…一般用（営業用と混在）、●●商店…一般用or営業用、●●酒店…一般用、●●漆器…一般用、●●保険…一般用、建設業…一般用（営業用と混在）
●●組合…営業用（一般用と混在）、郵便局・銀行…営業用、●●製材所…一般用、市営プール…営業用or官公署、●●自動車…営業用、花屋…営業用（一般用と混在）
理容・美容業…営業用、写真業…営業用、●●印刷…一般用（営業用と混在）、接骨院・鍼灸院…営業用、●●クリーニング…営業用、老人福祉施設…営業用

＜全国の料金体系別比率の推移＞



上記のような問題が発生しており、全国的に「口径別料金体系」に移行する自治体が増加している。（日本水道協会「水道料金算定要領」では「口径別」にするとされている。）また、口径別料金体系は、不必要に大きなメーターを使い続けることが減り、施設を更新する際に小規模化が可能となり、水道施設全体のダウンサイジングなど将来の負担を抑えることが期待できる。

（近年の実績）

横浜市、神奈川県、福井市、前橋市（群馬）、飛騨市（長野）、枚方市（大阪）、南魚沼市（新潟）
八幡市（京都）、杵築市（大分）、新庄市（山形）、西条市（愛媛）、高砂市（兵庫）、島田市（静岡）
益田市（島根）、柳井市（山口）、三郷市（埼玉）、荒尾市（熊本）、湯浅町（和歌山）、結城市（茨城）
下呂市（岐阜）、江南市（愛知）、松前町・音更町（北海道）、茨城県南水道企業団

（石川県内）
・口径別 7市町
・用途別 11市町
うち一般営業の区分なし 5市町
・その他 1町

水道料金改定案について

現行（税抜き）

種別	用途	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)
専用栓	一般用	水量10㎡まで	1,619
	官公署、学校及び公共用	水量30㎡まで	5,333
	営業用	水量15㎡まで	2,666
	公衆浴場用	水量100㎡まで	17,142
	特殊用	水量20㎡まで	7,142
共用栓	一般用	水量10㎡まで	1,619
公共栓	船舶用		419
消火栓	防火演習用	1栓につき放水10分毎に	2,095

※料金計算後消費税を加算（10円未満切捨て）

平均改定率24.4%

現行の一般用の基本料金をベースにメーター使用料（メーター価格上昇分反映）を加えた金額基本水量以内の方が著しく高額とならないよう配慮

改定後（税抜き）

種別	用途	口径	基本料金	超過料金 (1㎡当たり)
専用栓 共用栓	一般用	13mm	水量10㎡まで 基本水量は維持	2,200
		20mm		2,300
		25mm		2,500
		30mm		2,700
		40mm		3,000
		50mm		3,300
		75mm		4,800
		100mm		10,000
専用栓	公衆浴場用		水量100㎡まで	18,000
	特殊用		水量20㎡まで	9,000
公共栓	船舶用			520
消火栓	防火演習用		1栓につき放水10分毎に	2,300

※料金計算後消費税を加算（1円未満切捨て）、インボイス対応のため

口径	メーター 使用料
13mm	76
20mm	152
25mm	190
30mm	390
40mm	685
50mm	980
75mm	1,961
100mm以上	別に定める

現行の一般用の約99.2%が口径13~25mmであることから、**現行の一般用の従量料金190円をベース**に算出

現行の営業用の従量料金209円をベースに算出
一般用の口径30mm以上は90件あるが、そのうち45件（半分）が基本水量10㎡以下
残りの使用水量10㎡以上45件のうち約7割が集合住宅親メーター（17件）や商売をされている方、寺院等（15件）

【基本方針】

- ・料金改定による影響（水量の多い方、少ない方との料金格差、一般用、営業用との料金格差など）を極力抑える。
- ・バランスよく改定率を反映させる。

※基本料金を減らすと基本水量以下など水をあまり使わない人の負担は抑えられるが、その分従量料金に跳ね返り、大口使用者の負担がより大きくなる。

一方、基本料金を増やすと従量料金が抑えられ、大口使用者の負担は抑えられるが、水の使用が少ない人（高齢者世帯・単身世帯）の負担がより大きくなる。

下水道使用料改定案について

現行（税抜き）

区分	基本使用料	超過使用料 (1m ³ 当たり)
一般用	水量10m ³ まで	171
公衆浴場用		57

※料金計算後消費税を加算（10円未満切捨て）

平均改定率10.0%



水量に左右されない安定的な収入を確保しつつ、基本水量以内の方が著しく高額とならないよう配慮
基本使用料及び従量使用料ともに、県内で一番高額とならないよう調整
(県内上位)
基本使用料：宝達志水町、穴水町（1,800円）
珠洲市、津幡町（1,600円）
従量使用料：宝達志水町（230円）

改定後（税抜き）

区分	基本使用料	超過使用料 (1m ³ 当たり)
一般用	水量10m ³ まで 基本水量は維持	185
公衆浴場用		60

※料金計算後消費税を加算（1円未満切捨て）、インボイス対応のため

使用料統一以前の金額

	基本水量	基本使用料	従量使用料
旧輪島	10	1,239	152.3
旧門前	8	1,440	180

効果

使用料改定により、一般会計からの繰入金が**年間約2,500万円（うち基準外約1,000万円）削減**できることが見込まれる。（税金からの補填軽減、使用料算定期間の5年間で1億円以上の削減効果）
しかしながら、依然として資金不足（補填財源不足）により毎年7億円程度の繰入金は必要な状況である。

浄化槽使用料改定案について

現行（税抜き）

区分	月額使用料(固定)	月額使用料(変動)
5人槽	2,761	-
6人及び7人槽	3,333	
8人から10人槽	4,285	
11人から20人槽	1,619	304円に人槽を乗じた額
21人から25人槽	2,095	
26人から30人槽	2,571	
31人から50人槽	3,142	

・51人槽以上

浄化槽の保守点検回数	月額使用料(固定)	月額使用料(変動)
1週間に1回	60,952	247円に人槽を乗じた額
2週間に1回	39,047	
3月に1回	26,666	

※料金計算後消費税を加算（10円未満切捨て）

平均改定率10.0%

改定後（税抜き）

区分	月額使用料(固定)	月額使用料(変動)
5人槽	3,100	-
6人及び7人槽	3,700	
8人から10人槽	4,700	
11人から20人槽	1,800	335円に人槽を乗じた額
21人から25人槽	2,300	
26人から30人槽	2,900	
31人から50人槽	3,500	

・51人槽以上

浄化槽の保守点検回数	月額使用料(固定)	月額使用料(変動)
1週間に1回	67,000	270円に人槽を乗じた額
2週間に1回	43,000	
3月に1回	30,000	

※料金計算後消費税を加算（1円未満切捨て）、インボイス対応のため

現行の料金体系にそれぞれ改定率10%を反映させ算出

料金改定の影響について（口径が13mm・一般家庭の場合）

ケース① 一般用で1か月の使用水量が10m³（基本水量）以内の場合（単身世帯、2人家族など）



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	1,860円	2,420円 (+560円)
下水道使用料	1,570円	1,760円 (+190円)

ケース② 一般用で1か月の使用水量が20m³の場合（4人家族）



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	3,950円	5,005円 (+1,055円)
下水道使用料	3,450円	3,795円 (+345円)

※1か月1人当たりの使用水量を5m³と仮定

ケース③ 一般用で1か月の使用水量が30m³の場合（6人家族）



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	6,040円	7,590円 (+1,550円)
下水道使用料	5,330円	5,830円 (+500円)

料金改定の影響について（口径が20mmの場合）

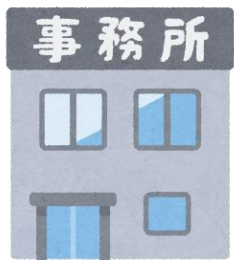
ケース④ 一般用で1か月の使用水量が10m³（基本水量）以内の場合（単身世帯、2人家族など）



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	1,940円	2,530円 (+590円)
下水道使用料	1,570円	1,760円 (+190円)

ケース⑤ 営業用で1か月の使用水量が10m³（基本水量）以内の場合（事務所などあまり水を使わないケース）



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	3,090円	2,530円 (▲560円)
下水道使用料	1,570円	1,760円 (+190円)

ケース⑥ 営業用で1か月の使用水量が15m³（営業用基本水量）の場合



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	3,090円	3,822円 (+732円)
下水道使用料	2,510円	2,777円 (+267円)

料金改定の影響について（口径が30mmの場合）

ケース⑦ 一般用で1か月の使用水量が10^m（基本水量）以内の場合



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	2,200円	2,970円 (+770円)
下水道使用料	1,570円	1,760円 (+190円)

ケース⑧ 一般用で1か月の使用水量が40^mの場合



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	8,470円	11,550円 (+3,080円)
下水道使用料	7,210円	7,865円 (+655円)

ケース⑨ 営業用で1か月の使用水量が40^mの場合



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	9,100円	11,550円 (+2,450円)
下水道使用料	7,210円	7,865円 (+655円)

料金改定の影響について（口径が50mmの場合）

ケース⑩ 一般用で1か月の使用水量が10m³（基本水量）以内の場合（寺院、集合住宅親メーターなど）



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	2,850円	3,630円 (+780円)
下水道使用料	1,570円	1,760円 (+190円)

ケース⑪ 営業用で1か月の使用水量が100m³の場合



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	23,550円	29,370円 (+5,820円)
下水道使用料	18,490円	20,075円 (+1,585円)

ケース⑫ 営業用で1か月の使用水量が1,000m³の場合（ホテル、老人施設、病院など）



1か月当たりの料金（税込み）

	現行	改定後
水道料金	230,460円	286,770円 (+56,310円)
下水道使用料	187,780円	203,225円 (+15,445円)